

事務連絡
令和2年5月1日

西宮市指定居宅介護支援事業者
西宮市指定介護予防支援事業者 各位

西宮市法人指導課長
西宮市介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援業務の取り扱いについての期間延長について

平素は、本市の介護保険運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市の新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援業務の取り扱いにつきまして、「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援業務の取り扱いについて」（令和2年4月10日付法人指導課長ほか連名事務連絡）等によりお示ししているところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置が引き続き必要なことから、同事務連絡の取り扱いに係る期間を延長し、下記の通りとします。

記

1. 適用期間

本取り扱いに係る適用の終了は別途通知するものとします。

以上

【問い合わせ先】

西宮市 法人指導課

電話：0798-35-3082

西宮市 介護保険課

電話：0798-35-3048